新　　　　　　旧　　　　　　対　　　　　　照　　　　　　表

|  |  |
| --- | --- |
| 新  知事が管理する公文書の開示等に関する規則（抜粋） | 旧  知事が管理する公文書の開示等に関する規則（抜粋） |
| （死者に係る個人に関する情報の開示等） | （死者に係る個人に関する情報の開示等） |
| 第１条の２  （略） | 第１条の２  （略） |
| ２　前項に規定する者は、公文書の開示を請求するときは、知事に対し、次に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。 | ２　前項に規定する者は、公文書の開示を請求するときは、知事に対し、次に掲げる書類を提出し、又は提示しなければならない。 |
| (１)　当該者に係る運転免許証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券その他これらに類する書類として知事が認めるもの | (１)　当該者に係る運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。）、旅券その他これらに類する書類として知事が認めるもの |